

熊本県川辺川ダム水没世帯生活再建資金補助金交付事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水源地域対策特別措置法に基づく指定ダムである川辺川ダム建設に伴う水没世帯の生活再建のため、五木村、相良村及び泉村（以下「補助事業者」という。）の行う水没世帯に対する生活再建資金補助金交付事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水没地 川辺川ダム建設及びそれに関連する五木ダムの建設に当たって、国が補償金の交付の対象として設定した土地をいう。
- (2) 水没世帯 川辺川ダム建設及びそれに関連する五木ダムの建設に当たって、居住地の移転を余儀なくされる世帯で、国が天恵物補償等世帯を単位として算定された補償金の交付の対象とした世帯で、平成2年12月15日に水没地に現に居住し、そこに住民登録をしていた世帯をいう。
- (3) 世帯主 国が天恵物補償等世帯を単位として算定された補償金の契約の相手方とした者をいう。
- (4) 第一号生活再建資金補助金交付事業 補助事業者が昭和51年3月30日以前から水没地に居住していた水没世帯の世帯主に対し、生活再建資金補助金として一世帯につき112.5万円を交付する事業をいう。
- (5) 第二号生活再建資金補助金交付事業 補助事業者が昭和51年3月31日以降に水没地に転入し、又は水没地内で世帯分離した水没世帯の世帯主に対して、生活再建資金補助金として一世帯につき56.25万円を交付する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業は、第一号生活再建資金補助金交付事業及び第二号生活再建資金補助金交付事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費は、前条の補助対象事業に要する経費とし、これに

対する補助金額は補助事業者が交付する補助金の金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、第一号生活再建資金補助金交付事業または第二号生活再建資金補助金交付事業の内容の変更とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業計画変更書は別記第6号様式によるものとする。

3 規則第4条第3項において準用する第6条の規則による補助事業の内容等の変更決定通知は、補助金の変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金交付事業実績書 別記第10号様式
- (2) 収支精算書 別記第11号様式
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の請求書)

第10条 補助金の交付を概算払いにより受けようとするときは、当該請求書に生活
再建資金補助金交付事業計画書(別記第10号様式)を添付しなければならない。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

(補助事業者の要項等の制定)

第11条 補助事業者は、県と協議して、この補助金の交付に関する要項等を定める
ものとする。

(証拠書類の保管期間)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、事業終了後10年とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、昭和56年10月15日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成3年3月18日から施行し、平成2年12月15日から適用す
る。

(経過措置)

2 この要項は、平成2年12月15日以降に川辺川ダム建設に伴う損失補償契約を
締結した者について適用し、同日前に補償契約を締結した者については、なお従前
の例による。

附 則

この要項は、平成6年3月28日から施行する。